

弘前市会計年度任用職員(作業員)募集要項

弘前公園内の清掃・手入れ作業等に従事する会計年度任用職員を募集します。

1. 募集職種、業務内容及び採用予定人数

募集職種	業務内容	採用予定数	採用予定日
会計年度任用職員 (作業員)	・園内の清掃・手入れ・除草 ・園内まつり準備作業 ・園内樹木管理作業 など	1人	令和3年10月1日 以降

2. 応募資格 業務経験、免許資格 不問。

3. 雇用期間 採用予定日から令和4年3月31日まで。 以降については業務が継続する場合、本人の勤務状況等により再度の任用の可能性あり。なお、最初の1か月は条件付採用期間となります。

4. 勤務場所、勤務時間等

配属先	勤務場所	勤務時間等
公園緑地課	弘前市下白銀町1番地 (弘前公園内)	休日：土曜日、日曜日、祝日及び年末年始 (12月29日～1月3日) 勤務時間：週38時間45分 (8:30～17:00) ※業務の状況により休日勤務及び 時間外勤務の可能性あり 休憩時間：45分

5. 休暇 (1)年次有給休暇：任用時に、雇用期間に応じた日数を付与。以後、再度の任用時に勤続年数に応じた日数を付与。

(2) その他の休暇 (取得条件あり)

- ・有給 (公民権行使のための休暇、結婚休暇、夏季休暇、忌引休暇、現住居滅失等による休暇、災害等出勤困難による休暇、災害時退勤途上危険回避による休暇、生理休暇、妊娠中等定期健診のための休暇、証人・鑑定人・参考人等としての出頭による休暇)
- ・無給 (療養休暇、病気休暇、骨髓等ドナーハート休暇、産前休暇、産後休暇、育児時間、子の看護休暇、短期介護休暇、妊娠疾病休暇、介護休暇、介護時間)

6. 給与等

- (1)給料 月額 132,300 円
※再度の任用時には給料が加算となる可能性あり (上限あり)。
- (2)通勤手当 通勤方法と距離に応じて支給(片道 2km 以上の場合に支給、交通機関利用の場合は定期代 (1か月あたり月額 55,000 円以内)、交通用具利用の場合は距離に応じて 31,600 円以内)。
- (3)期末手当 6月と12月に1.0月分 (年2.0月) を上限に支給。
- (4)退職手当 在職期間が6か月を超えて退職する者に、弘前市職員退職手当条例に従い支給。
- (5)給与締切日 月末締め
- (6)給与支払日 当月 21 日

7. 社会保険等 1年目は社会保険（協会けんぽ、厚生年金）、雇用保険（※）及び労災保険に加入し、2年目以降は地方公務員共済制度及び地方公務員公務災害補償制度が適用されます。

※雇用保険は在職期間が6か月を超えた時点で加入資格が喪失します。

8. 応募方法 市販の履歴書に必要事項（氏名、生年月日、住所、電話番号、職歴、免許・資格、志望動機）を記入し、顔写真を貼付の上、弘前市公園緑地課管理係へ持参または郵送により提出してください。

9. 申込先 〒036-8356 青森県弘前市大字下白銀町1番地 弘前市公園緑地課管理係

10. 受付期間 随時受付

11. 選考方法

(1) 第一次選考 書類審査を実施します。

(2) 第二次選考 個人面接を実施し、採用者を決定します。

面接は緑の相談所で行います。第二次選考の詳細については、該当者に別途連絡します。

12. その他

(1) 地方公務員法第16条の欠格事項（次のアからウ）に該当する方は申し込みできません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 弘前市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

13. 服務

任用時に、地方公務員法第31条の規程に基づき、服務の宣誓を行っていただきます。また、任用期間中は、以下の義務を負うこととなります。

(1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）

(2) 信用失墜行為の禁止（同法第33条）

(3) 秘密を守る義務（同法第34条）

(4) 職務に専念する義務（同法第35条）

(5) 争議行為の禁止（地方公営企業等の労働関係に関する法律第11条）

(6) 営利企業への従事等の制限（同法第38条）

14. 問合せ先 雇用条件について：人事課人事研修係（電話 0172-35-1119）

業務内容について：公園緑地課管理係（電話 0172-33-8739）